

## 利用者ニーズに応じていない長期休園等への対応について

平成 29 年 6 月 13 日

こども・子育て支援会議教育・保育部会

平成 28 年度第 1 回こども・子育て支援会議において、育児中の保護者がより働きやすい環境の提供のため「夏休み等のまとまった休暇のある施設とない施設」についての課題提起があり、大阪市として今後対応していく必要がある。

### 民間保育施設等の休園日の設定状況、認可基準・運営の条件

別紙のとおり（平成 28 年度第 2 回こども・子育て支援会議；資料 4-2）

### こども・子育て支援会議（平成 28 年度第 2 回）における意見等

#### 各委員からの意見

- ・公募条件や認可基準があり、市規定を超える休園日を設定することはおかしい
  - ・休園日が年間 6 日以上もある園に対して、市としてどのように対処するのか
  - ・幼稚園、認定こども園としては、保育士・先生も労働者なので休暇取得していただく必要がある
- 事務局から
- ・認可基準・認可要件を示して認可をしているので、守られていない部分はチェックしていく必要
  - 課題提起された委員から、
  - ・休園日などについてチェックをしていく、休園日が多い園は指導していく方針と理解

### 今後の対応方針

- ・近年、設置認可された保育所、認定こども園等の設置主体からは、公募時には運営基準に基づいた運営を行う旨の応募書類が、認可時には認可基準に基づいた運営を行う旨の申請書を受理している。
- ・一方で、約半数の保育所や認定こども園等が本市の規定と異なる休園日を設定している。
- ・市民の声等によると、休園日の設定そのものへの憤りの意見もあるが、多くは休園日が多すぎて対応できないという意見である。
- ・当面、認可基準と異なる休園日が一定日数を超えるものについて重点的に対応していくこととする。

資料4-2

平成29年6月13日

こども・子育て支援会議教育・保育部会資料

大阪市民間保育施設等の休園日の設定状況について

○本市HPで利用者へ情報提供している「施設基本情報」(28年9月現在)により休園日等を確認した

| 施設種別<br>入所児童数<br>(28.4.1)    | A<br>市内<br>施設数 | B<br>確認<br>施設数 | C<br>A-B<br>※3 | 本市規定と異なる休園日を設定 |                 |                 |
|------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
|                              |                |                |                | D<br>設定施設数     | Dのうち、<br>年間5日まで | Dのうち、<br>年間6日以上 |
| <b>保育所</b><br>43,760人        | <b>355</b>     | <b>311</b>     | <b>44</b>      | <b>154</b>     | <b>129</b>      | <b>25</b>       |
|                              |                |                |                | <b>49.5%</b>   | <b>41.5%</b>    | <b>8%</b>       |
| 社福法人等<br>※1                  | 321            | 280            | 41             | 150            | 127             | 23              |
| 学校法人                         | 11             | 10             | 1              | 4              | 2               | 2               |
| 株式会社                         | 23             | 21             | 2              | 0              | 0               | 0               |
| <b>認定<br/>こども園</b><br>3,619人 | <b>39</b>      | <b>33</b>      | <b>6</b>       | <b>19</b>      | <b>10</b>       | <b>9</b>        |
|                              |                |                |                | <b>57.6%</b>   | <b>30.3%</b>    | <b>27.3%</b>    |
| 社福法人                         | 15             | 15             | 0              | 7              | 6               | 1               |
| 学校法人                         | 24             | 18             | 6              | 12             | 4               | 8               |
| <b>地域型</b><br>1,442人         | <b>119</b>     | <b>96</b>      | <b>23</b>      | <b>11</b>      | <b>11</b>       | <b>0</b>        |
|                              |                |                |                | <b>11.5%</b>   | <b>11.5%</b>    | <b>0%</b>       |
| 社福法人等<br>※1                  | 22             | 17             | 5              | 2              | 2               | 0               |
| 学校法人                         | 1              | 1              | 0              | 0              | 0               | 0               |
| 株式会社等<br>※2                  | 96             | 78             | 18             | 9              | 9               | 0               |

◆表中の%は、「確認できた施設数B」に対する割合を示す

※1 社福法人等＝社会福祉法人、財団法人、宗教法人等

※2 株式会社等＝株式会社、有限会社、個人

※3 施設から基本情報の提出がない(協力が得られていない)施設

参考 開所日・休園日等について

平成28年度 第1回こども・子育て支援会議 資料7-(2)より

公募時の「運営の条件」について

・認可保育所の開設や認定こども園への移行にかかる公募に際し、運営条件において「開所日」を、「日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く毎日。(必ず遵守してください。)」と記しており、認可後はこれに基づく施設運営をお願いしているところです。

認定こども園等の「認可基準」について

・認定こども園や保育所の認可基準として、1年の開園日数は年末年始、日曜日及び国民の祝日を除いた日を原則としており、認可申請において、この認可基準に基づき、審査したうえで、認可しています。

一方、施設を運営していく中で、地域ニーズを踏まえ、保護者に対し重要事項説明書を交付のうえ、保護者全員の同意を得られれば、開園日の変更は可能ですが、そうでなければ、この認可基準を遵守する必要があります。

(参考)上表「Dのうち年間6日以上」の内訳

|        | 6日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 | 12日 | 13日 | 計   |
|--------|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 保育所    | 9園 | 8園 | 3園 | 4園 | 1園  | 0園  | 0園  | 0園  | 25園 |
| 認定こども園 | 3園 | 4園 | 0園 | 1園 | 0園  | 0園  | 0園  | 1園  | 9園  |